

令和5年2月28日
水管理・国土保全局 水政課
河川環境課

河川敷地の更なる規制緩和で地域活性化！

～民間事業者の参入を促進する“^{リバサイト}RIVASITE”を始動～

- 国土交通省は、河川敷地における更なる規制緩和を進めます。
- この取組を推進することで、民間事業者の参入を促進し、「地域活性化」と「河川管理の効率化」を実現していきます。

■ “^{リバサイト}RIVASITE”の概要

○更なる規制緩和 ※

- ・ 占用期間満了後の更新を保証（ex. 10年→10年+10年）
- ・ 民間事業者による占用範囲を施設毎の占用からエリア一体の占用に拡大

※河川管理施設整備や占用区域外の清掃・除草等を実施することが条件となります。

※河川敷地占用許可準則に基づく社会実験を活用

○民間事業者への情報発信

ポテンシャルリスト（民間事業者の参入の参考となる河川裏の河川敷地における活用可能な河川敷地の一覧表）の公表

各河川のポテンシャルリストおよび問い合わせ先は下記のアドレスからご確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/kasenshikichi/02.html>

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 小野、唐澤
TEL : 03-5253-8111（内線 35-212、35-224）、03-5253-8440（直通）
河川環境課 北木、泉
TEL : 03-5253-8111（内線 35-442、35-445）、03-5253-8447（直通）

河川敷地の更なる規制緩和『RIVASITE』始動!

RIVA
SITE

- 河川敷地における更なる規制緩和によって民間事業者の参入を促進する“**RIVASITE**”を始動
- 更なる民間投資の促進により「地域の活性化」と「河川管理の効率化」を実現

■ 現状

○河川敷において地域の活性化と河川管理の効率化を両立するにあたっては、以下の課題がある。

- ・民間事業者の占有許可期間の上限が10年以内となっており、建築物などを活用した**長期的な経営戦略**がたてられない。
- ・民間事業者の占有許可が施設毎となっており、施設周辺も含めた**エリア一体での経営戦略**がたてられない。
- ・民間事業者にとって建築物などの**占有が可能**な**サイト**が分からない。
- ・民間事業者による**収益を河川管理施設に還元する仕組み**がない。

■ RIVASITEの概要

○更なる規制緩和※

- 占有期間満了後の更新を保証
(ex. **10年→10年+10年**)
- 民間事業者による占有範囲を**施設毎の占有からエリア一体の占有に拡大**

河川管理施設整備や占有区域外の清掃・除草等を実施することが条件となります。

○民間事業者への情報発信

ポテンシャルリストの公表

(民間事業者の参入の参考となる河川裏の河川敷地における活用可能な河川敷地の一覧表)

※河川敷地占有許可準則に基づく社会実験を活用

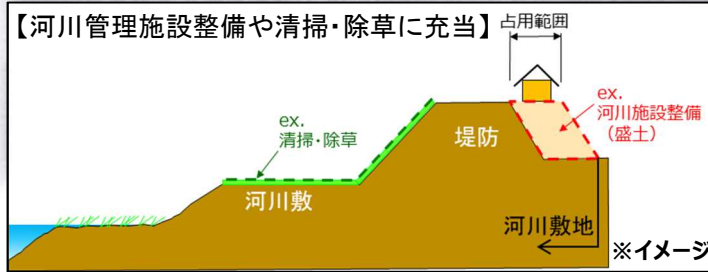
規制緩和の対象サイト（河川裏）



【ポテンシャルリストの公表】

都道府県	市町村	地区名	河川名	場所	利用条件	担当事務所・部署	問合せ先
〇〇県	××市 △△	〇〇地区	〇〇川	左岸 2x950付近 (延長約110m 幅3m以上)	・盛土による土地造成が必要	〇〇河川事務所 調査課	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※公表イメージ



※イメージ